名古屋都市センター 平成30年度 まちづくり活動助成 "スタートアップ"部門 応募の手引き



私たちのまちを魅力的で快適なまちにするために、「まちづくり活動助成」はみなさんの主体的なまちづくりを応援します。一人ひとりのまちづくりへの思いと熱意がかたちになって、もっと住みやすく、暮らしやすいまちになることを助成の目的としています。

まちを、みなさん自身で良くするために、「まちづくり活動」をスタートアップ(活動開始)してみませんか。

"スタートアップ"部門

助成金額 初めての助成:5万円以内

2回目以降:10万円以内

"スタートアップ"部門 助成の内容

これから「まちづくり活動」を始めるグループや活動初期の団体が、活動を実践し続けていくなかで「まちづくり」に必要な知識を学んでいただき、仲間を増やしながら、地域に根差した活動を行う「地域のまちづくり団体」になることを期待して助成します。

助成回数	・1団体につき3回まで (連続、不連続に関わらず)
	・初めての助成:5万円以内 申請条件:設立後3年以内の団体
助成金額 及び 申請条件	・2回目、3回目:10万円以内 共通の条件:1回目の助成を受けた翌年度から3年度以内。 2回目:都市センター主催の「まちづくり講座」の受講生を含んでください。 3回目:活動についてのアドバイスを専門家から受けるなどし、まちづくり を行う団体としての「規約又は会則」の定めが必要です。

応募できるまちづくり活動

○地域の住みよい環境づくりにつながる次のような「まちづくり活動」が対象です

- ・まちづくり活動を行うための、仲間作りや活動の勉強会等の開催
- ・地域のコミュニティの形成を目指すための活動
- ・住宅の軒先や道路沿いを緑や花でいっぱいにし、まちを美しくする活動
- ・地域の防災・減災を進めるための活動
- ・子どもや高齢者、障がいのある方の目線で考え共にする活動

上記は活動の一例です。これ以外にも、まちを良くする活動のご応募をお待ちしています。

応募できる団体

次に掲げるすべての条件に該当する「地域のまちづくり活動団体」とします。

- (1)活動初期(3年以内)のまちづくり団体または、これから活動を始めるグループ (自治会等の地域組織の場合は、新たなまちづくり活動に取り組む派生団体に限る)
- (2) 市内在住または在勤、在学者3人以上で構成されていること
- (3)代表者が20歳以上であること

団体の法人化、団体の合併などによる名称の変更、代表者や、構成メンバーが重複する場合の、新規 団体については、実質的に同一の団体と判断し、応募できる団体の対象外とします。

過去に「はじめの一歩部門」で、助成を受けた団体についても、2回目の助成を受ける申請の条件を満たす場合は対象とします。なお「まちづくり講座」の受講生が居ない場合は、助成を受ける30年度に「まちづくり講座」を受けていただくことが条件になります。

助成の対象となる経費について

	費目		助成の対象となる経費の例
消	耗 品	費	・活動の実施のために必要な消耗品の購入費用 (用紙、ペン、インクリボン等)
物	品	費	・団体が行う「活動」に必要な物品の購入(1 品 5 千円未満で換金性のないもの) ただし、 5 千円以上の物品でも提案の活動に必要な場合はご相談ください。 申請書に記載があり、事務局が申請を受理し、選考委員により提案の活動が選考された場合は 対象経費として認めます。
資	料	費	・参考図書等の活動に必要な資料の購入費
賃	借	弗貝	・プロジェクター等の機材レンタル費 ・講演、勉強会などを開催する会場費 都市センター11階ホールを、活動期間中1回限り無料で使用できます。(要事前予約先着順)
印広	刷告	費費	・活動の募集チラシ等の印刷費、広告掲載費等 ・活動の成果をまとめた資料の印刷費、作成費
謝		金	・講演、勉強会などの外部講師への謝礼
交	通	費	・活動に伴った講師等の交通費(ガソリン代は除く) ただし、上限は助成額の10%以内とする(上限5千円以内)
通	信	費	・切手、はがき、宅配便代等のチラシ等の送付にかかった実費 (インターネット通信費は除く)
そ 経	Ø	他費	・活動等に伴う保険料 ・申請時点で、事務局が申請を受理し、選考委員により認められたもの

イベント開催の団体スタッフへの日当などの謝金、交通費、飲食費、個人が所有する物品や場所等の貸借費、 提案の活動に使用したかどうか区別がつかない経費、領収書で確認ができない経費等は対象外です。 その他、活動に係る経費については、申請時に事務局までご相談ください。

応募できない活動

- ・活動の地域が、名古屋市外で行う活動を含むもの
- ・特定の個人・団体のみが利用するものまたは利益をうける活動
- ・営利を目的とする活動
- ・宗教、政治または選挙、公序良俗に反する活動を目的とする活動

応募できない団体

- (1)申請年度内に国、県、市、その他外郭団体等による助成金・補助金を受ける団体
- (2)過去に、都市センターの「地域"魅力"アップ」部門で助成を受けたことのある団体
- (3)過去に、名古屋市の「地域まちづくり活動助成」を受けたことのある団体
- (4)名古屋市の「地域まちづくり推進制度」の登録団体
- (5)行政及び企業、法令遵守に問題の認められた団体

応募から活動の実施と報告までの流れ

1.事前の相談

- ・助成内容や提案できる活動、申請書の書き方など、応募期間中、相談を随時受付けています。
- ・円滑な申請のため、できるだけ事前相談に来ていただくことをお勧めします。
- 窓口での相談は、必ず事前に日時をご予約〈ださい。 (月曜休館 電話:052-678-2214)

2. 提出書類及び応募締切

次の書類を、窓口に持参ください(郵送不可)

- (1) 「まちづくり活動助成申請書」(第1号様式)
- (2)「まちづくり活動計画書」(第2号様式)
- (3)「団体の規約又は会則等」(規約がある方は添付してください。様式は自由です) 3回目の助成を受ける申請の際には、「規約又は会則」が必ず必要となります。
- (4)自由資料: A4用紙2枚(両面使用可) 活動の補足資料、その他団体のPR資料等があれば、添付することができます。

申請様式は、名古屋都市センターのホームページからダウンロードできます。 提出された応募書類は、返却しませんので、必ず写しを取り保管してください。

応募締切 平成30年5月22日(火) 午後5時厳守

受付時間:午前9時~午後5時 (月曜休館 午前12時~午後1時除()

提出場所: 名古屋都市センター事務室 (金山南ビル 13 階)

提出は予約の上、修正等を見越し、余裕を持った期日での提出をお願いします。 提出の際、応募書類の記載内容についておたずねします。提案の内容について説明できる方が お越しください。

都市センター職員が申請者に代わり、申請書類を作成、修正することはありません。

3.選考について

「まちづくり基金運用委員会」が申請書類に基づき、書類選考を行います。(審査は非公開) 委員会からの選考結果を受けて(公財)名古屋まちづくり公社 名古屋都市センターが助成を決定します。 公正を期するため、委員が役員を務める団体から応募があった場合には、当該部門の審査からは外れます。

まちづ(リ基金運用委員会委員(50 音順)

石松 丈佳(名古屋工業大学大学院工学研究科教授)

鈴木 和貴(公益社団法人名古屋青年会議所 監事)

中薗 昭彦(名古屋市住宅都市局都市計画部長)

水谷 香織 (パブリック・ハーツ株式会社代表取締役)

三矢 勝司 (特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りた事務局次長)

選考にあたって重視する点

選考は、皆さんが生活している身近な地域を、魅力的で住みやすい環境にするために行われる「まちづくり活動」であるかという点を前提とし、以下の視点に沿って行います。

<審査の視点>			
必要性	・地域に根ざしたまちづくり活動内容か ・自分たちの住んでいる地域を住みよい環境にする活動か ・活動の実施にあたって、まちづくり活動助成金が必要な活動か ・活動メンバーのみの趣味や仲間づくりではなく、多くの人に理解や共感が得られる活動か		
実現性	・活動内容が具体的になっているか ・活動内容の資金計画などは妥当か ・人員や規模などは妥当か		
発展性	・今後の活動の発展にむけての視点や計画があるか ・活動実施後に、地域のまちづくり活動にどのような波及効果を及ぼせるか		

結果の通知

書類選考の結果については、名古屋都市センター事務局より、交付又は不交付の通知を郵送でお送りします。(通知書類の発送は、6月中旬を予定しています。)

なお、「まち"夢"工事部門」選考会の日に、会場において"スタートアップ"部門の選考結果についても結果発表いたします。「まち"夢"工事部門」応募団体による活動提案の発表も、みなさまの今後の活動の参考になると思いますので、ご都合がつく方はご参加ください。

参考 まち"夢"工事部門 選考会の開催案内

開催日 平成30年6月23日(土)午前10時30分~16時(終了予定) 終了時間は、審査を行う団体数によるため予定となります。

場 所 名古屋都市センター11階 ホール

4.助成金の交付

助成決定後、「まちづくり活動助成金請求書(第4号様式)」を提出していただいた後、指定口座 (代表者の個人口座または団体名義の口座に限る)に入金させていただきます。

5. 助成決定後の主な条件等

他の助成金との重複の不可

本助成を受ける場合は、団体として、他の助成金・補助金等を受けることはできません。

活動状況の報告・相談及び都市センター職員の視察

提案活動の進捗状況など報告していただき、困ったときは相談をお願いします。 また、活動内容について、名古屋都市センター職員が視察します。

都市センターの広報、情報公開

名古屋都市センターのウェブサイト、facebook ページ、ニュースレター(機関誌)等で助成を受ける団体の名称、活動の様子など広報し、情報公開させていただきます。

助成を受けた旨の表示・広報

印刷物、成果物、団体のウェブサイト、SNS等で<u>「平成30年度名古屋都市センターまちづく</u>り活動助成」を受けた旨の表示をし、団体のまちづくり活動をPRしてください。

名古屋都市センターが主催する、まちづくり活動交流会などへの出席と事業への協力

助成を受けた団体は、「まちづくり活動交流会」へ参加していただくとともに、「まちづくり講座」などセンター主催の事業で、助成を受けた活動の事例発表、成果の報告などお願いする場合もあります。

6.助成の対象期間

助成対象となる、まちづくり活動の実施期間は以下のとおりです。

活動の実施期限:平成31年2月28日(木)

「助成金交付決定通知書」の受領後に活動を開始してください。 上記期間までに行った活動に要した経費が助成の対象となります。

7.活動実施後の報告

活動終了後は「まちづくり活動助成活動実績報告書」を速やかに提出してください。

報告書の提出期限:平成31年3月14日(木) 厳守

報告書には助成活動費用の内訳、対象経費となる領収書等を添付していただきます。 報告書の内容、領収書等について事務局で精査し助成額を精算します。

8.助成の取り消し

次の場合には、助成決定の一部または全部を取り消し、助成金を返還していただきます。

提出された申請書、活動実績報告書、領収書などの内容が虚偽であったとき

助成団体が法令などに違反する行為を行ったとき

応募できる団体に該当しないと分かったとき

期限内に助成の対象となる活動を実施しなかったとき

本助成以外に、国、県、市、公的機関など他からの助成金・補助金を受けていたとき

その他 団体への支援

平成30年度に、助成を受ける団体の支援

名古屋都市センター11階 ホールの使用

助成が決定した団体については、当該助成年度1回に限り、ホールを無料で使用することが出来ます。 予約状況により使用できない日があります。

【ホールに関する問合せ・予約先】

TEL052-678-2212(情報・交流担当)

名古屋都市センター14階 貸会議室(有料)の使用料減免

助成が決定した団体については、貸会議室の使用料が20%の割引となります。

【貸会議室に関する問合せ・予約先】

TEL052-678-2200(貸会議室担当)

名古屋都市センターウェブサイト

「まちづくりに関係している団体」への情報登録

まちづくり活動の促進や、活動団体同士の交流を目的として、活動団体の情報の掲載をしています。 詳細は、センターウェブサイトをご覧ください。

http://www.nup.or.jp/nui/human/group/index.html

【団体登録の特典】

名古屋都市センターメールマガジン「まち活サポートネット」への情報掲載

団体の行う行事や、イベント活動の参加者募集など情報を掲載し発信することができます。

名古屋都市センター13階 打合せスペースの使用

登録団体に限り、13 階の打合せスペース(オープンスペース)が無料で使用できます。 (1 団体当たり9:00~17:00の間で2時間まで、事前の予約が必要です。)

【打合せスペースに関する問合せ・予約先】

TEL052-678-2214 (まちづくり支援担当)

応募受付・お問合せ先

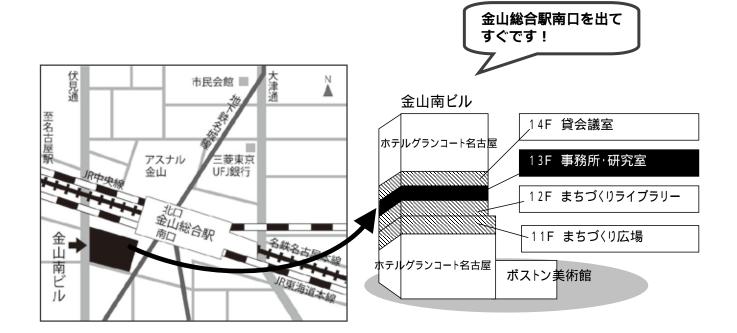
公益財団法人名古屋まちづくり公社

名古屋都市センター 調査課 まちづくり支援担当

〒460-0023 名古屋市中区金山町一丁目1番1号 金山南ビル13階

TEL: 052-678-2214 FAX: 052-678-2209 E-mail: shien@nup.or.jp

ホームページ: http://www.nup.or.jp/nui/ 受付時間 午前9時~午後5時(月曜休館)



まちづくり活動助成とは?

名古屋都市センターが創設した制度で、「まちづくり基金」を活用し、まちづくり団体の活動に要する経費を助成するものです。

この基金は、市民が行う地域に根ざしたまちづくり活動を支援する目的で設置された もので、市民の皆様や企業などからの寄附で成り立っています。